



環対第5058号
令和3年12月27日

経済産業大臣 萩生田 光一 殿
(電力安全課扱い)

宮城県知事 村井嘉浩



(仮称)白石越河風力発電事業環境影響評価準備書に対する意見について(通知)

令和3年6月23日付けで合同会社白石越河風力から送付のありました標記の環境影響評価準備書について、環境影響評価法(令和9年法律第81号)第20条第1項及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の13の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

担当 : 環境生活部 環境対策課
環境影響評価班 渡邊
電話 : 022-211-2667
FAX : 022-211-2696

(仮称) 白石越河風力発電事業環境影響評価準備書に対する意見

本事業は、白石市において、総出力 38,400kW 程度（定格出力 4,200kW 級、風力発電設備 10 基）の風力発電施設を設置するものである。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかしながら、対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）周辺には、白石城や小原温泉など、地域にとって重要な観光資源及び流域保全上重要な水源かん養保安林が存在しているほか、クマタカなどの希少な動物の生息が確認されていることから、事業の実施により主要な眺望景観や豊かな自然環境等に対する影響が懸念される。

このため、事業の実施に当たっては、準備書に記載された環境保全措置の確実な実施に加え、一層の環境影響の回避、低減に努めること。

1 全般的な事項

（1）累積的な影響の評価

本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業の情報収集に努め、累積的な環境影響について適切な評価を行うこと。

（2）追加的な環境保全措置の検討

予測結果に不確実性を伴う項目等について、事後調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて更なる環境保全措置を講じること。

（3）地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民、立地する白石市及び関係者に対して、事業計画及び環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

（1）騒音及び低周波音による影響

イ 風力発電設備の稼働に係る騒音等については、事業区域が静穏な地域であることから、地域特性や最新の知見を十分に踏まえ、適切に評価し、評価書に記載すること。

ロ 工事の実施に係る騒音について、事業区域において適用する環境基準及び測定条件を再検討した上で、評価をやり直すとともに、必要に応じて評価結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。

ハ 建設機械の稼働による騒音については、等価騒音レベルだけでなく、5%時間率騒音レベルも算出し、適切に予測及び評価した上で、評価書に記載すること。

(2) 水環境に対する影響

事業区域及びその周辺は、白石市水道水源保護条例に基づく水道水源保護地域に指定されているほか、小規模水道原水取水口等も存在することから、工事の実施に当たっては、沈砂池を造成した上で、仮排水路を設置する等、濁水対策を講じた上で作業を行うこと。

(3) 地形及び地質に対する影響

事業区域内に存在する水源かん養保安林、土砂災害警戒区域、崩壊土砂流出危険地区及びその上流域である土石流危険渓流、並びに地すべり地形の移動体及び滑落崖について位置や範囲を再確認した上で、適切に予測及び評価を行い、環境保全措置の検討結果を含めて評価書に記載すること。

また、土砂災害防止に向けた関係機関との協議結果について、可能な限り評価書へ反映させること。

(4) 動物に対する影響

イ 事業区域及びその周辺では、特別天然記念物カモシカのほか、サル、イノシシ、クマ等の生息が確認されていることから、事業の実施により尾根部が改変されることで、生息環境への影響が懸念される。

このことから、これらの動物について、生息地の保全に努めるとともに、集落への進出防止に配慮した事業とすること。

ロ 事業区域周辺に森林性コウモリの秋の渡りルートが存在する可能性があることから、10月の追加調査について、専門家の意見を踏まえた対応方針を検討し、結果を評価書に記載すること。

ハ コウモリ類の事後調査については、死骸調査に加え、ナセルに感知器を設置する等、飛翔状況の十分な調査、予測及び評価を行うこと。

ニ 風力発電機の選定に当たっては、追加調査及び事後調査の結果に応じて、バットストライク防止のための追加の環境保全措置を実施できるよう、超音波発信器やフェザリング機能及びカットイン風速の変更機能が搭載された機種を対象とすること。

ホ 一部の風力発電設備について、希少猛禽類のバードストライクが高確率で発生する配置計画となっている。また、事業区域内には、希少猛禽類の高利用域に該当することにより、代償措置の必要性が想定される場所が存在する。このことから、風力発電設備の基数削減や配置計画の変更、餌狩場の創出等の環境保全措置を行うこととし、検討結果を評価書に記載すること。

なお、代償措置の検討にあたっては、高利用域について、採餌条件や気流等の関連性も含めて、利用頻度が高くなる生態的な条件、意義付けを検証すること。

ヘ 事業区域周辺に営巣する希少猛禽類について、工事用車両の通行や建設機械の稼働による営巣環境への影響が懸念されることから、工事時期の調整や人工巣の設置等の環境保全措置を実施すること。

(5) 生態系に対する影響

イ 汎砂池の配置等の検討に当たっては、設置により両生類の産卵等、新たな動植物が生息、生育する可能性や、排水による下流の水生生物への影響を考慮すること。その上で、地表性の生物が這い出し可能な構造とする等、実効性の高い環境保全措置を講じることとし、事後調査の計画も含めて評価書に記載すること。

なお、事後調査の内、両生類等の生息環境への影響について、濁水の流入による水環境の変化も含めた調査計画とすること。

ロ カラ類等の生息状況への影響について、風力発電設備の周辺300メートルにおいて、テリトリーマッピング法による事後調査を行うこととし、調査計画を評価書に記載すること。

(6) 景観に対する影響

イ 視野角が1度未満の主要な眺望点について、風車の誘目性を踏まえて再評価し、検証過程も含めて評価書に記載すること。

ロ 風力発電設備の配置等の検討による白石城等からの眺望景観への影響の回避及び低減措置について、検証過程も含めて評価書に記載すること。

ハ 風力発電設備の色彩については、無彩色の使用を検討すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業区域周辺に存在する、トレッキング及びバードウォッチング等の静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する工事用資材等の搬出入や施設の稼働等による騒音等の影響について、評価書に記載すること。評価に当たっては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境にあった静穏性が満たされるかの観点で行うこと。

(8) 廃棄物の減量化及び再資源化の推進

工事期間及び事業終了後の施設撤去等に伴って生じる廃棄物等の適正な処理方法について、評価書に記載すること。

(9) 温室効果ガス等の削減に向けた取組

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、造成時の森林伐採、資材の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了

時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に評価を行い、結果を評価書に記載すること。

(10) 放射線の量による影響

土壌の放射性物質濃度の測定結果を踏まえ、事業区域内の汚染状況の詳細な把握に向けた追加調査又は施工中に土壌の測定を行いながら、その対策等の対応方針を検討し、検討結果を評価書に記載すること。

土壌の放射性物質濃度の測定に当たっては、調査地点を複数設定し、リター層と土壌を分け、土壌は可能な限り表層から検体を採取し評価した上で、放射性物質の散逸及び堆積防止等、適切な環境保全措置を講じること。